

B

令和 6年 9月 5日提出
第 3 回市議会定例会

議 案 の 参 考 資 料

浜 松 市

- 第 97 号議案 令和 6 年度浜松市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 98 号議案 令和 6 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 99 号議案 令和 6 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 100 号議案 令和 6 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 101 号議案 令和 6 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 102 号議案 令和 6 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 97 号議案から第 102 号議案の補正予算説明は、別冊を参照願います。

- 第 103 号議案 浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

この条例は、交通遺児等福祉手当、遺児等福祉手当及び敬老祝金の支給並びに子ども医療費の助成に関する事務を個人番号利用事務に追加するほか、所要の整備を行うものであります。

- 第 104 号議案 浜松市立保育所条例等の一部改正について

この条例は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

- 第 105 号議案 浜松市国民健康保険条例の一部改正について

この条例は、国民健康保険法の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴い、所要の整備を行うものであります。

- 第 106 号議案 浜松市斎場条例の一部改正について

この条例は、浜松市浜松斎場の多目的室及び葬祭室を廃止するほか、所要の整備を行うものであります。

- 第 107 号議案 浜松市景観条例等の一部改正について

この条例は、建築基準法の一部改正により、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物について、指定確認検査機関による検査等が可能となったことに伴い、所要の整備を行うものであります。

- 第 108 号議案 浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について

この条例は、水窪駅前自転車等駐車場を新設するものであります。

- 第 109 号議案 浜松市立幼保連携型認定こども園条例の制定について

この条例は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に

対する子育て支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園を設置するほか、所要の整備を行うものであります。

第 110 号議案 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、静岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関し、協議して定めることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるため、提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 111 号議案 工事請負契約締結について（旧浜松市教育文化会館解体工事）

旧浜松市教育文化会館解体工事の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抄
第2条 地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格3億円以上の工事又は製造の請負とする。

第 112 号議案 工事請負契約締結について
（旧浜松福祉協働センター（アンサンブル江之島）解体工事）

旧浜松福祉協働センター（アンサンブル江之島）解体工事の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

第 113 号議案 工事請負契約締結について
（浜松市新津協働センター大規模改修工事（建築工事））

浜松市新津協働センター大規模改修工事（建築工事）の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

- 第 114 号議案 工事請負契約締結について
(令和 6 年度(債務)河川改良国交付金事業(防災・安全交)(準)高塚川排水機場築造工事(機械工事))

令和 6 年度(債務)河川改良国交付金事業(防災・安全交)(準)高塚川排水機場築造工事(機械工事)の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものであります。

- 第 115 号議案 物品購入契約締結について(浜松市立西図書館書架等備品)

浜松市立西図書館書架等備品の物品購入契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抄第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 4,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が 1 件 1 万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

- 第 116 号議案 物品購入契約締結について(消防ポンプ自動車(CD-I 型)3 台)

消防ポンプ自動車の物品購入契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、提案するものであります。

- 第 117 号議案 物品購入契約締結について(救助工作車(Ⅲ型)1 台)

救助工作車の物品購入契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、提案するものであります。

- 第 118 号議案 市道路線認定について

雄踏 387 号線ほか 11 路線を市道路線に認定しようとするものであります。

- 第 119 号議案 市道路線変更について

上石田 1 号線ほか 1 路線の市道路線を変更しようとするものであります。

※ 道路法抄

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、

一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

第 120 号議案 令和5年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、提案するものであります。

※ 地方公営企業法抄

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

認 第 1 号 令和5年度浜松市病院事業会計決算

認 第 2 号 令和5年度浜松市水道事業会計決算

認 第 3 号 令和5年度浜松市下水道事業会計決算

認第1号から認第3号までは、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和5年度各企業会計決算を認定に付するものであります。

※ 地方公営企業法抄

第30条 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従っているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。
- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会(同条第6項に規定する定例会をいう。))に開かれる会議において議会の認定に付さなければならない。

報 第 16 号 専決処分の報告

道路瑕疵9件（専第24号、専第25号、専第26号、専第27号、専第28号、専第29号、専第30号、専第31号、専第32号）、人身事故1件（専第33号）、交通事故4件（専第34号、専第35号、専第36号、専第37号）、物損事故1件（専第38号）、市営住宅使用料等請求事件1件（専第39号）にかかる和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

※ 市長の専決処分事項の指定について抄

地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 1件300万円以下における和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定（交通事故による人身の事故の場合を除く）に関する事。
- 2 交通事故による人身の事故の場合において、自動車損害賠償保障法の規定に基づき支払われる保険金額及び自動車損害共済委託契約に基づきてん補される共済金額の合算額の範囲内においてする和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に関する事。
- 3 市営住宅の家賃等の支払い及び明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関する事。

報 第 17 号 一般財団法人浜松市清掃公社の令和5年度決算について

報 第 18 号 公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和5年度決算について

報 第 19 号 公益財団法人浜松市医療公社の令和5年度決算について

報 第 20 号 公益財団法人浜松市文化振興財団の令和5年度決算について

報 第 21 号 株式会社なゆた浜北の令和5年度決算について

報 第 22 号 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和5年度決算について

報第17号から報第22号までは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第243条の3（略）

2 普通地方公共団体の長は、第 2 2 1 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

監報第 14 号 随時監査等の結果に関する報告について

監報第 15 号 例月出納検査の結果に関する報告について